

○国立大学法人埼玉大学大学院学則（案）

平成16年4月1日
規則第2号

改正	平成17. 3. 23	16規則218	平成18. 4. 1	18規則13
	平成19. 4. 1	19規則14	平成19. 10. 25	19規則79
	平成20. 1. 24	19規則88	平成20. 3. 1	19規則95
	平成20. 4. 1	20規則11	平成21. 7. 23	21規則41
	平成23. 4. 28	23規則1	平成24. 10. 25	24規則40
	平成26. 4. 24	26規則1	平成27. 1. 22	26規則24
	平成27. 2. 19	26規則40	平成27. 7. 23	27規則13
	平成28. 1. 28	27規則44	平成28. 5. 26	28規則2
	平成29. 3. 16	28規則48	令和2. 9. 28	2規則17
	令和3. 2. 18	2規則31	令和4. 3. 17	3規則48
	令和5. 3. 16	4規則65	令和5. 6. 22	5規則7
	令和6. 5. 23	6規則3	令和 . .	規則

目次

第1章 総則

第1節 設置の目的（第1条－第3条の2）

第2節 構成（第4条－第4条の3）

第3節 研究科の目的（第5条－第5条の3）

第4節 研究科長及び研究科教授会等（第6条－第8条）

第2章 大学院通則

第1節 学年及び学期（第9条）

第2節 修業年限及び在学年限（第10条－第11条）

第3節 入学及び進学（第12条－第21条）

第4節 授業科目及び履修方法等（第22条－第29条）

第5節 単位修得及び課程修了の認定（第30条・第31条）

第6節 学位（第32条）

第7節 転入学、再入学、転専攻、留学、退学、転学、除籍及び休学
（第33条－第36条）

第8節 科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生、外国人留学生及び特別
研究学生等（第37条－第38条の3）

第9節 授業料等（第39条－第41条）

第10節 賞罰（第42条）

第11節 補則（第43条・第44条）

附則

第1章 総則

第1節 設置の目的

（設置の目的）

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の
理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを

目的とする。

（修士課程及び博士前期課程の目的）

第2条 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

（博士後期課程の目的）

第3条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（専門職学位課程の目的）

第3条の2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

第2節 構成

（研究科及び課程）

第4条 本学大学院に、次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

理工学研究科

2 人文社会科学研究科の課程は、修士課程及び博士課程とし、博士課程を前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

3 理工学研究科の課程は、博士課程とし、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 教育学研究科の課程は、専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条第1項に規定する教職大学院の課程とする。

（教育部及び研究部）

第4条の2 研究科に、教育部及び研究部を置くことができる。

2 研究部に、研究部門及び研究領域を置くことができる。

3 教育部及び研究部に関する事項は、別に定める。

（専攻及び収容定員等）

第4条の3 研究科に置く専攻及び収容定員等は、別表1のとおりとする。

2 研究科の教育組織の編制に関する事項は、別に定める。

第3節 研究科の目的

(修士課程及び博士前期課程)

第5条 人文社会科学研究科修士課程及び博士前期課程においては、人文学・社会科学の幅広い研究を基礎とし、知識基盤社会の知的担い手となる高度専門職業人、修士の学位を持つ社会人、日本・アジアの視点を軸にグローバルに活躍しうる人材の育成を教育研究上の目的とする。

2 理工学研究科博士前期課程においては、学部における専門基礎教育をもとに、専門分野のみならず基礎から応用にわたる広い関連知識の修得を目指す高度専門教育を通して、科学技術イノベーションを牽引することができる、独創性のある国際的なレベルの研究者へ成長するための基礎を備えた人材又は国際的な知識基盤社会において指導的役割を果たすことができる高度専門職業人の育成を教育研究上の目的とする。

(博士後期課程)

第5条の2 人文社会科学研究科博士後期課程においては、博士前期課程の目的に加え、問題把握能力に優れ、広い視野と総合的な判断力を備え、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を有する高度専門職業人の育成を教育研究上の目的とする。

2 理工学研究科博士後期課程においては、博士前期課程までに培ってきた基礎から応用にわたる知識・学力をもとに、専門分野への深い洞察力、関連分野への理解及びそれを活用する能力並びにたゆまず自己研鑽を続ける能力を磨くことを通して、学問の新しい潮流又は社会及び産業の動向に対応できる知識を備え、学問の新領域又は新技術・新産業を創出することのできる研究者及び技術者の育成を教育研究上の目的とする。

(専門職学位課程)

第5条の3 教育学研究科専門職学位課程においては、社会の変化とともに学び続け、教員集団の中核として活躍する実践的探求力と課題解決力をもった教員を育成することを教育上の目的とする。

第4節 研究科長及び研究科教授会等

(研究科長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

3 人文社会科学研究科長及び理工学研究科長は、別に定めるところにより選考する。

4 教育学研究科長は、教育学部長をもって充てる。

(副研究科長)

第6条の2 人文社会科学研究科及び理工学研究科に、副研究科長を置くことがで

きる。

(教育部長)

第6条の3 教育部に、教育部長を置くことができる。

(副教育部長)

第6条の4 教育部に、副教育部長を置くことができる。

(研究部長)

第6条の5 研究部に、研究部長を置くことができる。

(副研究部長)

第6条の6 研究部に、副研究部長を置くことができる。

(研究部門長)

第6条の7 研究部門に、研究部門長を置くことができる。

(研究領域長)

第6条の8 研究領域に、研究領域長を置くことができる。

(博士後期課程専攻長)

第6条の9 人文社会科学研究科博士後期課程及び理工学研究科博士後期課程の専攻に、専攻長を置くことができる。

(博士後期課程コース長)

第6条の10 理工学研究科博士後期課程の専攻の各コースに、コース長を置くことができる。

(修士課程及び博士前期課程専攻長)

第6条の11 人文社会科学研究科修士課程、博士前期課程及び理工学研究科博士前期課程の各専攻に、専攻長を置くことができる。

(博士前期課程プログラム長)

第6条の12 理工学研究科博士前期課程の各専攻の各プログラムに、プログラム長を置くことができる。

(研究科教授会)

第7条 人文社会科学研究科及び理工学研究科に、研究科の教育研究に関する事項を審議するため、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第7条の2 教育学研究科に、研究科の教育研究に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する事項は、別に定める。

(教育課程連携協議会)

第7条の3 教育学研究科に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び

円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会に関する事項は、別に定める。

(東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における教育研究の実施)

第8条 東京学芸大学大学院に設置される連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、埼玉大学は千葉大学、横浜国立大学及び東京学芸大学とともに協力するものとする。

2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、千葉大学、横浜国立大学及び東京学芸大学の教員とともに、埼玉大学教育学部の教員が担当するものとする。

第2章 大学院通則

第1節 学年及び学期

(学年、学期、年間の授業期間及び休業日)

第9条 学年、学期、年間の授業期間及び休業日については、国立大学法人埼玉大学学則（以下「大学学則」という。）の規定を準用する。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第10条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

2 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻、又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、修士課程及び博士前期課程の標準修業年限については2年を、博士後期課程の標準修業年限については3年を超えることができるものとする。

第10条の2 専門職学位課程（教職大学院の課程をいう。以下同じ。）の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年とすることができる。

3 前項により標準修業年限を1年とすることができる者に関する事項は、別に定める。

(在学年限)

第11条 修士課程、博士前期課程、博士後期課程及び専門職学位課程の学生は、標準修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第3節 入学及び進学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程への入学資格)

第13条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する

ことにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、若しくは我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたもの

(10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(11) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（博士後期課程への入学資格）

第14条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（入学出願手続）

第15条 入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の出願書類に検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。ただし、風水害等特別の事情により、検定料の納付が困難な者に対しては、検定料を免除することがある。検定料の免除については、別に定める。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、風水害等特別の事情により、検定料を

還付することがある。検定料の還付については別に定める。

（入学志願者の選考）

第 16 条 学長は、入学志願者について、選考の上、研究科教授会（教育学研究科にあっては、研究科委員会をいう。以下同じ。）の議を経て、合格者を決定する。

（入学手続）

第 17 条 合格者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を願い出ようとする者は、別に定めるところにより、所定の書類を提出しなければならない。

2 既納の入学料は、いかなる事情があっても還付しない。

（入学許可）

第 18 条 学長は、前条第 1 項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。
（博士後期課程への進学資格）

第 19 条 博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了した者とする。

（進学出願手続）

第 20 条 進学を志願する者は、所定の出願書類を指定の期日までに提出しなければならない。

（進学志願者の選考及び進学の許可）

第 21 条 進学志願者については、選考の上、研究科教授会の議を経て、学長が進学を許可する。

第 4 節 授業科目及び履修方法等

（教育課程の編成方針）

第 22 条 人文社会科学研究科及び理工学研究科は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 教育課程の編成に当たっては、研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（授業及び研究指導）

第 22 条の 2 人文社会科学研究科及び理工学研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 研究指導は、当該研究科の課程を担当する教員が行うものとする。

第 2 2 条の 3 教育学研究科の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(授業科目及び単位)

第 2 2 条の 4 研究科における専攻ごとの授業科目及び単位数は、各研究科規程の定めるところによる。

2 単位の算定については、国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則の規定を準用する。

(授業の方法等)

第 2 3 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項により修得する単位数は、各研究科規程の定めるところによる。

(教育方法の特例)

第 2 3 条の 2 研究科は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができるものとする。

(履修方法)

第 2 4 条 修士課程及び博士前期課程の学生は、別に定める履修方法により 30 単位以上修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、別に定める履修方法により 12 単位以上修得しなければならない。

3 専門職学位課程の学生は、別に定める履修方法により 46 単位以上修得しなければならない。

4 研究科において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他の研究科との協議に基づき、学生に当該研究科の授業科目を履修させることができる。ただし、博士後期課程については、この限りでない。

5 前各項の履修方法は、各研究科規程の定めるところによる。

(成績評価基準等の明示等)

第 2 4 条の 2 人文社会科学研究科及び理工学研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 人文社会科学研究科及び理工学研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第24条の3 教育学研究科は、学生に対して授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 教育学研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（他大学の大学院における授業科目の履修）

第25条 研究科において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により履修した授業科目について修得した単位については、修士課程及び博士前期課程にあつては15単位を、博士後期課程にあつては6単位を、専門職学位課程にあつては10単位を超えない範囲で研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 第1項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（他大学の大学院等における研究指導）

第26条 研究科において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等との協議に基づき、学生に当該他大学院又は当該他研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、修了の要件となる研究指導として認めることができる。

3 前2項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定に基づき準用する科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を入学した後に修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項により修得したものとみなし、認定することのできる単位数は、修士課程及び博士前期課程にあつては15単位を、博士後期課程にあつては6単位を、専門職学位課程にあつては12単位を超えないものとする。

（他大学の大学院等における修得単位の取扱い）

第28条 第24条第4項、第25条第1項及び第2項、前条並びに第35条の規定により履修した授業科目の単位については、修士課程及び博士前期課程にあつては合わせて20単位を、博士後期課程にあつては合わせて12単位を、専門職学位課程に

あつては第31条第5項ただし書の規定により免除する単位数と合わせて22単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第28条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、第11条に定める在学年限を超えることはできない。

3 その他長期履修学生に関する事項は、別に定める。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第29条 教員の免許状の授与を受ける所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において取得できる教員の免許状の種類及び教科は、各研究科の定めるところによる。

第5節 単位修得及び課程修了の認定

(単位修得の認定)

第30条 単位修得の認定は、試験又は研究報告書による。

2 試験又は研究報告書の成績により合格と認定された者には、所定の単位を与える。

3 前項の成績の評価については、各研究科規程の定めるところによる。

(課程修了の要件及び認定)

第31条 修士課程及び博士前期課程を修了するためには、第10条第2項に規定する標準修業年限以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第27条の規定により、学生が本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院の研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程及び博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院の研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するもの

とする。

- 3 博士後期課程を修了するためには、第10条第2項に規定する標準修業年限以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げたと認められる者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、第1項ただし書の規定に該当する者の在学期間に関しては、当該課程に2年以上在学しなければならない。
- 5 専門職学位課程を修了するためには、第10条の2第1項に規定する標準修業年限（同条第2項の規定により標準修業年限を1年とされた者にあつては、1年）以上在学し、所定の単位を修得しなければならない。ただし、教育上有益と認めるときは、入学する前の小学校等（専門職大学院設置基準第26条第1項に規定する小学校等をいう。）の教員としての実務の経験を有する者について、6単位を超えない範囲で実習により修得する単位を免除することができる。
- 6 修士課程、博士前期課程、博士後期課程及び専門職学位課程修了の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。
- 7 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験については、国立大学法人埼玉大学学位規則（以下「学位規則」という。）の定めるところによる。

第6節 学位

（学位の授与）

第32条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者及び本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者には、博士の学位を授与する。
- 3 専門職学位課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。
- 4 その他学位に関する事項は、学位規則の定めるところによる。

第7節 転入学、再入学、転専攻、留学、退学、転学、除籍及び休学

（転入学及び再入学）

第33条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、研究科教授会の議を経て、転入学及び再入学を許可することができる。

- (1) 他大学の大学院から転入学を志願する者
 - (2) 本学大学院を退学した者で、再入学を志願する者
- 2 前項の規定により転入学及び再入学を許可した者の履修単位及び在学期間の通算については、研究科教授会の議を経て研究科長の定めるところによる。

(転専攻)

第 3 4 条 研究科内において転専攻を志願する者については、当該研究科の定めるところにより許可することができる。

(留学)

第 3 5 条 外国の大学の大学院に留学を志願する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を受けて留学することができる。

2 留学した期間は、在学年数に通算する。

3 第25条及び第26条の規定は、留学の場合について準用する。

(退学、転学、除籍及び休学)

第 3 6 条 退学、転学、除籍及び休学については、大学学則の規定を準用する。

第 8 節 科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生、外国人留学生
生及び特別研究学生等

(科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生及び外国人留学生)

第 3 7 条 科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生及び外国人留学生については、別に定める。

(特別研究学生)

第 3 8 条 他大学又は外国の大学の大学院の学生で、研究科において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(ノンディグリープログラム)

第 3 8 条の 2 本学は、社会に対し開かれた大学として、社会人の学び直し及び生涯学習に対する社会的要請に応えるためにノンディグリープログラムを開設する。

2 ノンディグリープログラムに関する事項は、別に定める。

(特別の課程)

第 3 8 条の 3 本学大学院は、本学大学院の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学大学院は、本学大学院の学生以外の者で特別の課程（履修資格を有する者が学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者に対し、単位を与えることができる。

3 特別の課程に関する事項は、別に定める。

第 9 節 授業料等

(授業料の納付)

第 39 条 授業料の納付方法については、大学学則の規定を準用する。

(授業料等の額)

第 40 条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(免除及び徴収猶予)

第 41 条 経済的理由によって入学料若しくは授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は風水害等特別の事情により、入学料若しくは授業料の納付が困難な者に対しては、入学料にあつては入学時に、授業料にあつては各期ごとに全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物ともに特に優秀と認められる者に対して、授業料を免除することがある。

3 入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予に関する事項は、別に定める。

第 10 節 賞罰

(表彰及び懲戒)

第 42 条 表彰及び懲戒については、大学学則の規定を準用する。

第 11 節 補則

(準用規定)

第 43 条 大学院学生については、第 2 章の規定を除くほか、大学学則第 2 章の規定を準用する。

(読替)

第 44 条 大学学則をこの学則に準用する場合は、「大学」を「大学院」に、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科教授会（教育学研究科にあつては研究科委員会）」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第 5 条の別表に定める収容定員は、文化科学研究科にあつては、平成16年度は次表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期 課程	博士後 期課程	合 計
文化科学研究科	文化構造研究専攻	26人	人	人
	日本・アジア研究専攻	20		
	文化環境研究専攻	18		
	計	64		64
	日本・アジア文化研究専攻		8	
	計		8	8
合	計	750	167	917

附 則（平成17.3.23 16規則218）

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 第5条の別表1に定める収容定員は、経済科学研究科経済科学専攻にあっては、平成17年度及び平成18年度は次表のとおりとする。

専 攻	課 程	収 容 定 員	
		平成17年度	平成18年度
経 済 科 学 専 攻	博 士 後 期 課 程	人 21	人 24
（博士後期課程小計）		174	177
合 計		924	927

附 則（平成18.4.1 18規則13）

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 理工学研究科博士前期課程数学専攻、物理学専攻、基礎化学専攻、分子生物学専攻、生体制御学専攻、機械工学専攻、電気電子システム工学専攻、情報システム工学専攻、応用化学専攻、機能材料工学専攻、建設工学専攻及び環境制御工学専攻並びに博士後期課程物質科学専攻、生産科学専攻、生物環境科学専攻及び情報数理科学専攻は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第5条の別表1に定める収容定員は、理工学研究科博士前期課程及び博士後期課程にあっては、平成18年度及び平成19年度は、次表のとおりとする。

研 究 科	専 攻	収 容 定 員		
		修士課程・ 博士前期課 程	博士後期課程	
		平成18年度	平成18年度	平成19年度
理 工 学 科 研 究 科	数 学 専 攻	14人	人	人
	物 理 学 専 攻	14		
	基 礎 化 学 専 攻	16		
	分 子 生 物 学 専 攻	12		
	生 体 制 御 学 専 攻	12		
	機 械 工 学 専 攻	40		
	電 気 電 子 シ ス テ ム 工 学 専 攻	24		
	情 報 シ ス テ ム 工 学 専 攻	28		
	応 用 化 学 専 攻	21		
	機 能 材 料 工 学 専 攻	15		
	建 設 工 学 専 攻	31		
	環 境 制 御 工 学 専 攻	26		
	生 命 科 学 系 専 攻	30		
	物 理 機 能 系 専 攻	35		
	化 学 系 専 攻	42		
	数 理 電 子 情 報 系 専 攻	71		
	機 械 科 学 系 専 攻	46		
	環 境 シ ス テ ム 工 学 系 専 攻	57		
	計	534		
	物 質 科 学 専 攻		18	9

	生産科学専攻		18	9
	生物環境科学専攻		20	10
	情報数理科学専攻		16	8
	環境制御工学専攻		22	11
	理工学専攻		56	112
	計		150	159
合	計	778	186	198

附 則（平成19. 4. 1 19規則14）

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 第5条の別表1に定める収容定員は、教育学研究科にあつては、平成19年度は次表のとおりとする。

研究科	専 攻	修士課程・ 博士前期課程	合 計
教育学 研究科	学校教育専攻	34	
	障害児教育専攻	3	
	特別支援教育専攻	5	
	教科教育専攻	80	
	計	122	
合	計	808	1,006

附 則（平成19. 10. 25 19規則79）

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20. 1. 24 19規則88）

この学則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則95）

この学則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 4. 1 20規則11）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21. 7. 23 21規則41）

この学則は、平成21年7月23日から施行する。

附 則（平成23. 4. 28 23規則1）

- この学則は、平成23年4月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 第4条の2の別表1に定める収容定員は、理工学研究科博士前期課程にあつては、平成23年度は次のとおりとする。

研究科	専 攻	修士課程・ 博士前期課程	収容定員 合 計
	生命科学系専攻 分子生物学コース 生体制御学コース	65	

理 工 学 研 究 科	物 理 機 能 系 専 攻	74	
	物 理 学 コ ー ス		
	機 能 材 料 工 学 コ ー ス		
	化 学 系 専 攻	92	
	基 礎 化 学 コ ー ス		
	応 用 化 学 コ ー ス		
	数 理 電 子 情 報 系 専 攻	154	
	数 学 コ ー ス		
	電 気 電 子 シ ス テ ム 工 学 コ ー ス		
	情 報 シ ス テ ム 工 学 コ ー ス		
	機 械 科 学 系 専 攻	90	
	機 械 工 学 コ ー ス		
	メ カ ノ ロ ボ ッ ト 工 学 コ ー ス		
	環 境 シ ス テ ム 工 学 系 専 攻	114	
	環 境 社 会 基 盤 国 際 コ ー ス		
	環 境 制 御 シ ス テ ム コ ー ス		
	計	589	589
合 計		837	1,044

附 則（平成24.10.25 24規則40）

この学則は、平成24年10月25日から施行する。

附 則（平成26. 4.24 26規則1）

- この学則は、平成26年4月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 第4条の2の別表1に定める収容定員は、理工学研究科博士前期課程にあっては、平成26年度は次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	修士課程・ 博士前期課程	収 容 定 員 合 計
理 工 学 研 究 科	生 命 科 学 系 専 攻	80	
	分 子 生 物 学 コ ー ス		
	生 体 制 御 学 コ ー ス		
	物 理 機 能 系 専 攻	88	
	物 理 学 コ ー ス		
	機 能 材 料 工 学 コ ー ス		
	化 学 系 専 攻	105	
	基 礎 化 学 コ ー ス		
	応 用 化 学 コ ー ス		
	数 理 電 子 情 報 系 専 攻	176	
	数 学 コ ー ス		
	電 気 電 子 シ ス テ ム 工 学 コ ー ス		
	情 報 シ ス テ ム 工 学 コ ー ス		
	機 械 科 学 系 専 攻	93	
	機 械 工 学 コ ー ス		
	メ カ ノ ロ ボ ッ ト 工 学 コ ー ス		
	環 境 シ ス テ ム 工 学 系 専 攻	124	
	環 境 社 会 基 盤 国 際 コ ー ス		

	環境制御システムコース 計	666	666
合	計	914	1,121

附 則（平成27. 1.22 26規則24）

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 文化科学研究科修士課程文化構造研究専攻、日本・アジア研究専攻及び文化環境研究専攻並びに博士後期課程日本・アジア文化研究専攻並びに経済科学研究科博士前期課程経済科学専攻並びに博士後期課程経済科学専攻は、改正後の第4条の2の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第4条の2の別表1に定める収容定員は、人文社会科学研究所博士前期課程及び博士後期課程並びに文化科学研究科修士課程及び博士後期課程並びに経済科学研究科博士前期課程及び博士後期課程にあっては、平成27年度及び平成28年度は、次表のとおりとする。

研 究 科	専 攻	収 容 定 員		
		修 士 課 程 ・ 博 士 前 期 課 程	博 士 後 期 課 程	
		平成27年度	平成27年度	平成28年度
人 文 社 会 科 学 研 究 科	文 化 環 境 専 攻	20		
	国 際 日 本 ア ジ ア 専 攻	38		
	経 済 経 営 専 攻	22		
	計	80		
	日 本 ア ジ ア 文 化 専 攻		4	8
文 化 科 学 研 究 科	経 済 経 営 専 攻		12	24
	計		16	32
	文 化 構 造 研 究 専 攻	13		
	日 本 ・ ア ジ ア 研 究 専 攻	10		
	文 化 環 境 研 究 専 攻	9		
経 済 科 学 研 究 科	計	32		
	日 本 ・ ア ジ ア 文 化 研 究 専 攻		8	4
	計		8	4
	経 済 科 学 専 攻	30		
	計	30		
経 済 科 学 研 究 科	経 済 科 学 専 攻		18	9
	計		18	9
合 計		982	210	213

附 則（平成27. 2.19 26規則40）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 7.23 27規則13）

この学則は、平成27年 7 月23日から施行する。

附 則（平成28. 1.28 27規則44）

- 1 この学則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科特別支援教育専攻は、改正後の第 4 条の 2 の規定にかかわらず、平成28年 3 月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第 4 条の 2 の別表 1 に定める収容定員は、教育学研究科修士課程及び専門職学位課程並びに理工学研究科博士前期課程にあつては、平成28年度は次表のとおりとする。

研究科	専 攻	修 士 課 程 ・ 博 士 前 期 課 程	専門職学位課程
教育学 研究科	学 校 教 育 専 攻	32	
	特 別 支 援 教 育 専 攻	5	
	教 科 教 育 専 攻	67	
	計	104	
	教 職 実 践 専 攻		20
	計		20
理工学 研究科	生 命 科 学 系 専 攻	100	
	物 理 機 能 系 専 攻	108	
	化 学 系 専 攻	120	
	数 理 電 子 情 報 系 専 攻	201	
	機 械 科 学 系 専 攻	108	
	環 境 シ ス テ ム 工 学 系 専 攻	129	
	計	766	
合 計		1,030	20

附 則（平成28. 5.26 28規則2）

この学則は、平成28年 5 月26日から施行する。

附 則（平成29. 3.16 28規則48）

この学則は、平成29年 4 月 1 日から施行し、平成18年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2. 9.28 2 規則17）

この学則は、令和 2 年 9 月28日から施行する。

附 則（令和 3. 2.18 2 規則31）

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第25条第 2 項及び第27条第 2 項の規定については、現に在学する学生に適用する。

3 教育学研究科修士課程学校教育専攻及び教科教育専攻並びに専門職学位課程教職実践専攻は、改正後の第4条の3の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 第4条の3の別表1に定める収容定員は、教育学研究科修士課程及び専門職学位課程にあっては、令和3年度は次表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期課程	専門職学位課程
教育学研究科	学校教育専攻	15	
	教科教育専攻	27	
	計	42	
	教職実践専攻		20
	教職実践専攻		52
	計		72
合 計		1,018	72

附 則（令和4.3.17 3規則48）

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 理工学研究科博士前期課程生命科学系専攻、物理機能系専攻、化学系専攻、数理電子情報系専攻、機械科学系専攻及び環境システム工学系専攻は、改正後の第4条の3の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 第4条の3の別表1に定める収容定員は、理工学研究科博士前期課程にあっては、令和4年度は次表のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程
理工学研究科	生命科学系専攻	55
	分子生物学コース	
	生体制御学コース	
	物理機能系専攻	59
	物理学コース	
	機能材料工学コース	
	化学系専攻	65
	基礎化学コース	
	応用化学コース	
	数理電子情報系専攻	108
	数学コース	
	電気電子システム工学コース	
	情報システム工学コース	
	機械科学系専攻	59
	機械工学コース	
	メカノロボット工学コース	
	環境システム工学系専攻	62
	環境社会基盤国際コース	

環境制御システムコース	
生 命 科 学 専 攻	55
分子生物学プログラム	
生体制御学プログラム	
物 質 科 学 専 攻	114
物 理 学 プ ロ グ ラ ム	
基礎化学プログラム	
応用化学プログラム	
数 理 電 子 情 報 専 攻	142
数 学 プ ロ グ ラ ム	
電気電子物理工学プログラム	
情報工学プログラム	
機 械 科 学 専 攻	70
機械科学プログラム	
環 境 社 会 基 盤 専 攻	55
環境社会基盤国際プログラム	
計	844
合 計	1,004

附 則（令和 5 . 3.16 4 規則65）

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 . 6.22 5 規則7）

この学則は、令和 5 年 6 月 22 日から施行する。

附 則（令和 6 . 5.23 6 規則3）

この学則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 . . 規則 ）

1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条の 3 の別表 1 に定める収容定員は、人文社会科学研究科修士課程及び博士前期課程にあっては、令和 8 年度は次表のとおりとする。

研究科	専 攻	修 士 課 程 ・ 博士前期課程
人文社会科学 研究科	文 化 環 境 専 攻	37
	国 際 日 本 ア ジ ア 専 攻	72
	経 済 経 営 専 攻	41
	ダイバーシティ科学専攻	10
	計	160
合 計		1,032

別表 1

研 究 科	専 攻	修士課程・博士前期課程		博士後期課程		専門職学位課程		収 容 定員 計 (人)
		入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	
人 文 社 会 科 学 研 究 科	文 化 環 境 専 攻	17	34					160
	国 際 日 本 ア ジ ア 専 攻	34	68					
	経 済 経 営 専 攻	19	38					
	ダイバーシティ科学専攻	10	20					
	計	80	160					
	日 本 ア ジ ア 文 化 専 攻			4	12			48
	経 済 経 営 専 攻			12	36			
	計			16	48			
教 育 学 研 究 科	教 職 実 践 専 攻					52	104	104
	計					52	104	
理 工 学 研 究 科	生 命 科 学 専 攻	55	110					872
	物 質 科 学 専 攻	114	228					
	数 理 電 子 情 報 専 攻	142	284					
	機 械 科 学 専 攻	70	140					
	環 境 社 会 基 盤 専 攻	55	110					
	計	436	872					
	理 工 学 専 攻			56	168			168
	計			56	168			
合 計		516	1,032	72	216	52	104	1,352

国立大学法人埼玉大学大学院学則の一部改正について（案）

大学院人文社会科学研究科に修士課程ダイバーシティ科学専攻を設置することに伴い、所要の改正を行う。

○改正内容

- ・人文社会科学研究科に修士課程を置くことに伴う改正（第2条、第4条、第5条、第6条の11、第10条、第11条、第13条、第19条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第31条、第32条、別表1）。
- ・人文社会科学研究科に修士課程ダイバーシティ科学専攻を設置することに伴う改正（別表1）。
人文社会科学研究科修士課程・博士前期課程の各専攻の入学定員及び収容定員を変更。

○施行日

令和8年4月1日

国立大学法人埼玉大学大学院学則の一部を改正する学則（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
(<u>修士課程及び博士前期課程</u>の目的) 第2条 <u>修士課程及び博士前期課程</u>は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要なる高度の能力を養うものとする。 (研究科及び課程) 第4条 (略) 2 人文社会科学研究科の課程は、<u>修士課程及び博士課程</u>とし、<u>博士課程を前期2年の課程</u>（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は、<u>修士課程</u>として取り扱うものとする。 3 <u>理工学研究科の課程は、博士課程とし、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。</u> <u>4</u> (略) 第4条の3 研究科に置く専攻及び収容定員等は、別表1のとおりとする。 (略) (<u>修士課程及び博士前期課程</u>) 第5条 人文社会科学研究科<u>修士課程及び博士前期課程</u>においては、人文・社会科学の幅広い研究を基礎とし、知識基盤社会の知的担い手となる高度専門職業人、修士の学位を持つ社会人、日本・アジアの視点を軸にグローバルに活躍しうる人材の育成を教育研究上の目的とする。 (<u>修士課程及び博士前期課程</u>専攻長)	(略) 第2条 <u>修士課程及び博士前期課程</u>は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要なる高度の能力を養うものとする。 (略) (研究科及び課程) 第4条 (略) 2 人文社会科学研究科の課程は、<u>修士課程及び博士課程</u>とし、<u>博士課程を前期2年の課程</u>（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は、<u>修士課程</u>として取り扱うものとする。 3 <u>理工学研究科の課程は、博士課程とし、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。</u> <u>4</u> (略) 第4条の3 研究科に置く専攻及び収容定員等は、別表1のとおりとする。 (略) (<u>修士課程及び博士前期課程</u>) 第5条 人文社会科学研究科<u>修士課程及び博士前期課程</u>においては、人文・社会科学の幅広い研究を基礎とし、知識基盤社会の知的担い手となる高度専門職業人、修士の学位を持つ社会人、日本・アジアの視点を軸にグローバルに活躍しうる人材の育成を教育研究上の目的とする。 (<u>修士課程及び博士前期課程</u>専攻長)	(略) 第2条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要なる高度の能力を養うものとする。 (略) (研究科及び課程) 第4条 (略) 2 人文社会科学研究科<u>及び理工学研究科</u>の課程は、博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。 (<u>新設</u>) <u>3</u> (略) 第4条の3 研究科に置く専攻及び収容定員等は、別表1のとおりとする。 (略) (博士前期課程) 第5条 人文社会科学研究科博士前期課程においては、人文・社会科学の幅広い研究を基礎とし、知識基盤社会の知的担い手となる高度専門職業人、修士の学位を持つ社会人、日本・アジアの視点を軸にグローバルに活躍しうる人材の育成を教育研究上の目的とする。 (博士前期課程専攻長)	(略) 第2条 博士前期課程の目的) (略) (研究科及び課程) 第4条 (略) 2 人文社会科学研究科及び理工学研究科の課程は、博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。 (<u>新設</u>) <u>3</u> (略) 第4条の3 研究科に置く専攻及び収容定員等は、別表1のとおりとする。 (略) (博士前期課程) 第5条 人文社会科学研究科博士前期課程においては、人文・社会科学の幅広い研究を基礎とし、知識基盤社会の知的担い手となる高度専門職業人、修士の学位を持つ社会人、日本・アジアの視点を軸にグローバルに活躍しうる人材の育成を教育研究上の目的とする。 (博士前期課程専攻長)	(略) 第2条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要なる高度の能力を養うものとする。 (略) (研究科及び課程) 第4条 (略) 2 人文社会科学研究科及び理工学研究科の課程は、博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。 (<u>新設</u>) <u>3</u> (略) 第4条の3 研究科に置く専攻及び収容定員等は、別表1のとおりとする。 (略) (博士前期課程) 第5条 人文社会科学研究科博士前期課程においては、人文・社会科学の幅広い研究を基礎とし、知識基盤社会の知的担い手となる高度専門職業人、修士の学位を持つ社会人、日本・アジアの視点を軸にグローバルに活躍しうる人材の育成を教育研究上の目的とする。 (博士前期課程専攻長)	(略) 第2条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要なる高度の能力を養うものとする。 (略) (研究科及び課程) 第4条 (略) 2 人文社会科学研究科及び理工学研究科の課程は、博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。 (<u>新設</u>) <u>3</u> (略) 第4条の3 研究科に置く専攻及び収容定員等は、別表1のとおりとする。 (略) (博士前期課程) 第5条 人文社会科学研究科博士前期課程においては、人文・社会科学の幅広い研究を基礎とし、知識基盤社会の知的担い手となる高度専門職業人、修士の学位を持つ社会人、日本・アジアの視点を軸にグローバルに活躍しうる人材の育成を教育研究上の目的とする。 (博士前期課程専攻長)

第6条の11 人文社会科学研究科<u>修士課程</u>、<u>博士前期課程</u>及び<u>理工学研究科</u>博士前期課程の各専攻に、専攻長を置くことができる。 (略)	第6条の11 人文社会科学研究科博士前期課程及び理工学研究科博士前期課程の各専攻に、専攻長を置くことができる。 (略)
(修業年限) 第10条 (略)	(修業年限) 第10条 (略)
2 <u>修士課程</u>及び<u>博士前期課程</u>の標準修業年限は2年とし、<u>博士後期課程</u>の標準修業年限は3年とする。 3 前項の規定にかかわらず、<u>修士課程</u>及び<u>博士前期課程</u>においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期においては時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻、又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができるものとする。 4 第2項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、<u>修士課程</u>及び<u>博士前期課程</u>の標準修業年限については2年を、<u>博士後期課程</u>の標準修業年限については3年を超えるものとする。 (略)	2 博士前期課程の標準修業年限は2年とし、<u>博士後期課程</u>の標準修業年限は3年とする。 3 前項の規定にかかわらず、博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻、又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができるものとする。 4 第2項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、博士前期課程の標準修業年限については2年を、<u>博士後期課程</u>の標準修業年限については3年を超えるものとする。 (略)
(在学年限) 第11条 <u>修士課程</u>、<u>博士前期課程</u>、<u>博士後期課程</u>及び<u>専門職学位課程</u>の学生は、標準修業年限の2倍を超えて在学することができない。 (略)	(在学年限) 第11条 博士前期課程、<u>博士後期課程</u>及び<u>専門職学位課程</u>の学生は、標準修業年限の2倍を超えて在学することができない。 (略)
(<u>修士課程</u>、<u>博士前期課程</u>及び<u>専門職学位課程</u>への入学資格) 第13条 <u>修士課程</u>、<u>博士前期課程</u>及び<u>専門職学位課程</u>に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (略)	(博士前期課程及び専門職学位課程への入学資格) 第13条 博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (略)
(博士後期課程への進学資格) 第19条 博士後期課程に進学することのできる者は、<u>本学大学院の<u>修士課程</u></u>、<u>博士前期課程</u>又は<u>専門職学位課程</u>を修了した者とする。 (略)	(博士後期課程への進学資格) 第19条 博士後期課程に進学することのできる者は、<u>本学大学院の博士前期課程</u>又は<u>専門職学位課程</u>を修了した者とする。 (略)
(履修方法) 第24条 <u>修士課程</u>及び<u>博士前期課程</u>の学生は、別に定める履修方法により30単位以上修得しなければならない。	(履修方法) 第24条 博士前期課程の学生は、別に定める履修方法により30単位以上修得しなければならない。

2～5 (略)	(他大学の大学院における授業科目の履修) (略)
第25条 (略)	(他大学の大学院における授業科目の履修) (略)
2	前項により履修した授業科目について修得した単位については、 <u>修士課程及び博士前期課程</u> にあっては15単位を、 <u>修士後期課程</u> にあっては6単位を、専門職学位課程にあっては10単位を超えない範囲で研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
3 (略)	
第26条	(他大学の大学院等における研究指導) 若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等との協議に基づき、学生に当該他大学院又は当該他研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、 <u>修士課程及び博士前期課程</u> の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
(入学前の既修得単位の認定)	(入学前の既修得単位の認定)
第27条 (略)	(略)
2	前項により修得したものとみなし、認定することのできる単位数は、 <u>修士課程及び博士前期課程</u> にあっては15単位を、 <u>修士後期課程</u> にあっては6単位を、専門職学位課程にあっては12単位を超えないものとする。
(他大学の大学院等における修得単位の取扱い)	(他大学の大学院等における修得単位の取扱い)
第28条	第24条第4項、第25条第1項及び第2項、前条並びに第35条の規定により履修した授業科目の単位については、 <u>修士課程及び博士前期課程</u> にあっては合せて20単位を、 <u>修士後期課程</u> にあっては合せて12単位を、専門職学位課程にあっては第31条第5項ただし書の規定により免除する単位数と合わせて22単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

(課程修了の要件及び認定) 第31条 <u>修士課程及び博士前期課程</u>を修了するためには、第10条第2項に規定する単位に規定する標準修業年限以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならぬ。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた業績を上げた者と認められる者については、当該課程に1年以上在学するに足りるものとする。 2 第27条の規定により、学生が本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院の研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の<u>修士課程及び博士前期課程</u>の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院の研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。 3～5 (略) 6 <u>修士課程</u>、博士前期課程、博士後期課程及び専門職学位課程修了の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。 7 (略)	(略) 第31条 博士前期課程を修了するためには、第10条第2項に規定する標準修業年限以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならぬ。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者と認められる者については、当該課程に1年以上在学するに足りるものとする。 2 第27条の規定により、学生が本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院の研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院の研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。 3～5 (略) 6 博士前期課程、博士後期課程及び専門職学位課程修了の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。 7 (略)
第6節 学位 (学位の授与) 第32条 <u>修士課程及び博士前期課程</u>を修了した者には、修士の学位を授与する。 2～4 (略) (略)	第6節 学位 (学位の授与) 第32条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。 2～4 (略) (略)

別表 1

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期課程		博士後期課程		専門職学位課程		収容定員合計 (人)
		入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	
人文社会科学 研究科	文化環境専攻	<u>17</u>	<u>34</u>					160
	国際日本アジア専攻	<u>34</u>	<u>68</u>					
	経済経営専攻	<u>19</u>	<u>38</u>					
	ダイバーシティ科学 専攻	<u>10</u>	<u>20</u>					
	計	80	160					
(略)								
(略)								
合	計	516	1,032	72	216	52	104	1,352

附 則

- この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 第4条の3の別表1に定める収容定員は、人文社会科学研究科修士課程及び博士前期課程にあっては、令和8年度は次表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期課程	収容 定員 (人)
		入学 定員 (人)	
人文社会科学 研究科	文化環境専攻	<u>37</u>	160
	国際日本アジア専攻	<u>72</u>	
	経済経営専攻	<u>41</u>	
	ダイバーシティ科学 専攻	<u>10</u>	
	計	<u>160</u>	
合計		<u>1,032</u>	

別表 1

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程		専門職学位課程		収容定員合計 (人)
		入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	
人文社会科学 研究科	文化環境専攻	<u>20</u>	<u>40</u>					160
	国際日本アジア専攻	<u>38</u>	<u>76</u>					
	経済経営専攻	<u>22</u>	<u>44</u>					
	(新設) (新設)							
	計	80	160					
(略)								
(略)								
合	計	516	1,032	72	216	52	104	1,352

○国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科 教授会規程

〔平成27年3月20日〕
規則第118号

改正 平成28. 9. 29 28規則9 令和6. 2. 15 5規則48

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則第7条第2項の規定に基づく大学院人文社会科学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 研究科教授会は、次に掲げる教員をもって組織する。

(1) 研究科長及び副研究科長

(2) 大学院人文社会科学研究科の教育・研究担当を命ぜられた教授、准教授、講師及び助教

2 前項の規定にかかわらず、研究科教授会は、同項第2号以外の本学専任の教員のうち、教授、准教授、講師及び助教を加えて組織することができる。この場合、その都度、理由を付して教育研究評議会に報告するものとする。

3 研究科教授会は、その定めるところにより、研究科教授会構成員のうち一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

4 研究科教授会は、その定めるところにより、研究科教授会構成員のうち一部の者をもって構成される分科会を置くことができる。

5 研究科教授会は、その定めるところにより、研究科教授会構成員のうち一部の者をもって構成される部会を置くことができる。

6 前3項に定める代議員会、分科会及び部会については、研究科教授会の定めるところにより、その議決をもって、研究科教授会の議決とすることができる。ただし、研究科教授会が定める代議員会、分科会及び部会の審議事項については、教育研究評議会に報告し、了承を得るものとする。

(審議事項等)

第3条 研究科教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 大学院学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、学長が定める教育研究に関する重要な事項

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第4条 研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。ただし、研究科長に事故あるときは、研究科長があらかじめ指名した副研究科長がこれに代わる。

2 議長は、研究科教授会を主宰する。

3 議長が必要と認めたとき又は研究科教授会構成員の3分の1以上の請求があったときは、議長は臨時に研究科教授会を招集する。

4 研究科教授会は、研究科教授会構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、外国出張、研修旅行、長期療養等により出席できない旨をあらかじめ研究科長に届け出た者は、研究科教授会の議を経て、研究科教授会構成員の数に参入しないものとする。

5 議事は、出席した研究科教授会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 研究科教授会は、研究科教授会構成員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 研究科教授会の事務は、学務部大学院人文社会科学研究科支援室において処理する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の適用日前に、埼玉大学教授会規則による教養学部教授会及び経済学部教授会の議決事項並びに埼玉大学大学院研究科委員会規則による文化科学研究科委員会及び経済科学研究科委員会の議決事項は、この規程中の相当する規定により研究科教授会が行った議決事項とみなす。

3 平成27年3月31日以前に文化科学研究科及び経済科学研究科に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成27年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学及び転入学する者が在学する間、文化科学研究科及び経済科学研究科の学生に関する事項は、人文社会科学研究科教授会が審議を行うものとする。

附 則（平成28. 9. 29 28規則9）

この規程は、平成28年9月29日から施行し、平成28年9月15日から適用する。

附 則（令和6. 2. 15 5規則48）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。